

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
一 (略) 二 防除を行う期間 平成二十八年十月二十三日から令和八年三月三十一日まで 三・四 (略)	一 (略) 二 防除を行う期間 平成二十八年十月二十三日から平成三十二年三月三十一日まで 三・四 (略)
別表 北海道網走市稲富、音根内、昭和、豊郷、中園、鱒浦、実豊、藻琴及び山里	別表 北海道網走市稲富、音根内、北浜、昭和、豊郷、中園、鱒浦、丸万、実豊、藻琴及び山里並びに網走郡大空町東藻琴西倉

○農林水産省告示第三百九十四号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第十七条第二項の規定に基づき、平成二十八年九月二十三日農林水産省告示第八百二十七号（ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除に関する告示）の一部を次のように改正し、令和二年四月一日から施行する。

令和二年二月二十八日

農林水産大臣 江藤 拓